

日本ルーラルナーシング 学会会則実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、日本ルーラルナーシング学会(以下本会という)会則第 32 条に基づき、本会の運営に必要な次の事項を定める。

- 一 会則第8条に定める入会登録経費の額
- 二 会則第9条に定める年会費の額
- 三 会則第27条の第2項に定める委員会の設置
- 四 会則第27条の第4項に規定する事項
- 五 会則第30条に定める事項

(入会金)

第2条 本会の入会費は、5,000 円とする。

(会費)

第3条 本会の年会費は、7,000 円とする。

(学術集会企画委員会)

第4条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議し、理事会に対して報告する。

- 一 学術集会の形式
 - 二 演題の選定および座長の選出
 - 三 その他学術集会の運営に関すること
- 2 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。
- 一 学術集会会長
 - 二 理事 1名以上
 - 三 評議員 1名以上
 - 四 学術集会会長が必要と認めた正会員
- 3 学術集会企画委員会の委員長は、学術集会会長とする。
- 4 第2項第2号から第4号の委員の任期は1年として再任を妨げない。

(編集委員会)

第5条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

- 2 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
- 一 理事 1名以上
 - 二 評議員 2名
 - 三 正会員 若干名
- 3 委員長は、理事会で前項第1号に規定する理事のなかから選出する。

(実施細則の改正)

第6条 本細則の改正は、理事会の決議により行う。

- 2 前条の規定に関わらず、本細則第2条および第3条の改正は、総会の決議により行う。

附則 この実施細則は、平成 17 年3月3日から施行する。

附則 この実施細則の改正は、平成 18 年7月3日から施行する。

附則 この実施細則の改正は、平成 26 年 10 月4日から施行する。

附則 この実施細則の改正は、平成 28 年9月4日から施行する。